

登録地域建造物資産 制度のご案内

歴史的建造物は、景観に深みと個性をもたらすとともに地域を特徴づける重要な役割を果たしています。みなさんのまちの中で大切に使われてきた身近にある歴史的建造物を、地域の資産として「登録」する制度を設け、それらを壊さず使い続けるための支援を行っています。

登録地域建造物資産

原則築 50 年以上経過した景観的・文化的価値を有する建造物を
「登録地域建造物資産」として登録します。

(名古屋市都市景観条例第 25 条の 4)

要件

- (ア) 老朽化が著しくなく、修復・活用が可能なもの
- (イ) 所有者に存続の意思があるもの

あなたの家も
登録できるかも？

名古屋市歴史まちづくり
PR キャラクター



みなさんのまちの歴史ある建造物の価値を見直し、まもり、活かしましょう

～「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざして～

名古屋市

登録するには？

名古屋市へご相談ください。

市職員が現地へ行き、お話を伺います。

登録の要件を満たすようであれば

登録の「同意書」をいただきます。

登録！

表示プレートをお渡しします。

見やすいところに掲示をお願いします。



登録すると....

専門家の無料相談が受けられます。

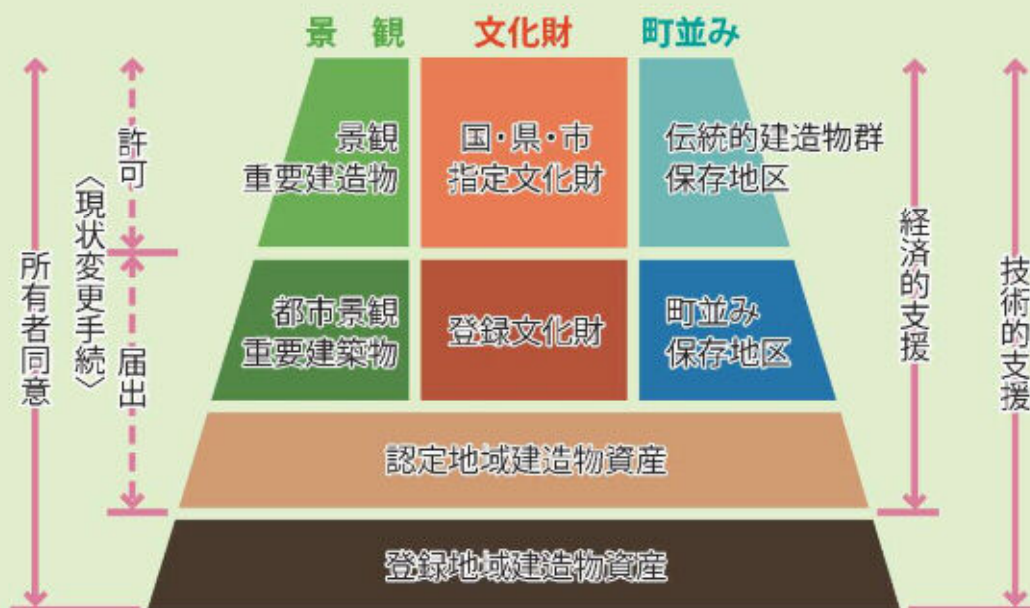
なごや歴まちびと派遣

(名古屋歴史的建造物保存活用推進員)

景観整備機構(公益財団法人名古屋まちづくり公社)が実施した養成講座を修了した専門家を派遣します。建物を拝見し、修繕や活用の方法などについて無料でアドバイスします。

* 概ね3回程度

歴史的建造物の保存活用に関わる制度のイメージ



名古屋市公式ウェブサイト

名古屋市公式ウェブサイトにおいて登録地域建造物資産の紹介をしています。

登録地域建造物資産

検索

<https://www.city.nagoya.jp/> (代表アドレス)

なごや歴まちネット

(公財)名古屋まちづくり公社が企画運営する名古屋における「歴史なまちづくり」に関する情報を掲載したホームページです。

歴まちネット

検索

<https://www.nagoya-rekimachinet.jp/>

お問合せ先

名古屋市観光文化交流局

歴史まちづくり推進室

☎ 052-972-2779

FAX 052-972-4128

✉ a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



City of design NAGOYA
Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008